

京都市告示第 2 6 7号

京都市嵯峨鳥居本町並み保存館の指定管理者である嵯峨野保勝会から、開館時間の変更について次のとおり申請があったため、京都市嵯峨鳥居本町並み保存館条例第3条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

平成25年8月16日

京都市長 門川 大作

施設名	期間	現行開館時間	変更後開館時間
京都市嵯峨鳥居本町並み保存館	平成25年8月23日 から 平成25年8月25日 まで	午前10時から 午後4時まで	午前10時から 午後9時まで

(都市計画局都市景観部景観政策課)